# 『自分だけは大大夫』ぞんなあなたもご用心り

タダより高いものはない!

催眠(SF)商法

欲しい人は手をあげて! 早い者勝ちですよ!



### 最後にこの高級布団、

100万円のところ特別に50万円!



### 主な商品・サービス

家庭用電気治療器具、ふ とん類、健康食品、磁気 マットレス など

### こんな手口に注意!

「粗品をプレゼントします」と粗品の引換券を渡したり、「講習会を 開く」「新商品を紹介する」などと言って会場に人を集め、日用品を 無料で配り、得した気分にさせて雰囲気を盛り上げてから、言葉巧み に高額商品を売りつけます。

臨時店舗を構え、高齢者と仲良くなり、最終的に高額な商品を売り つけることもあります。

アドバ

- ◆「タダより高いものはない」と、肝に銘じましょう。
- ◆プレゼントにつられて、安易に会場に行かないようにしましょう。雰囲気にのまれて冷静な 判断ができなくなります。

また、会場に閉じ込められて、強引に契約を迫られる場合もあります。

★困った時は一人で悩まず、専門の相談員にお気軽に相談してください。

### ●幸田町消費生活相談

毎月第4木曜日 午後1時~4時 問合せ:企画政策課政策G(内線341)

### ●西三河県民生活プラザ消費生活相談

每週月~金曜日 午前9時~午後4時30分 電話相談可 ☎27-0999



# 改正農地法が施行されました。日

# 平成21年12月15日から施行 (農地転用審査基準改正は平成22年6月11日から施行)

## 改正の主な内容

## ☆ 農地転用の際の審査基準が厳格化されました。

- ・担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合は農用地区域からの除外ができなくなりました。
- ・申請内容を審査する際の基準が厳格化されました。【優良農地の適用範囲が広がり、例外的転用許可も厳し くなりました。(施行は平成22年6月1日から)】

## ☆ 違反転用に対する処分・罰則が強化されました。

(従前)

◆違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の 罰金(法人は300万円以下の罰金)

◆原状回復命令違反 6カ月以下の懲役または30万円以下の 罰金(法人は30万円以下の罰金)



(改正後)

◆違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の 罰金(法人は<u>1億円以下</u>の罰金)

◆原状回復命令違反 <u>3年以下</u>の懲役または<u>300万円以下</u>の 罰金(法人は1億円以下の罰金)

## ☆ 農地の賃借(所有権は従前どおり)に係る規制が緩和されました。

#### ☆ 農地を借りられる人の範囲☆

(従前)

- ・農作業常時従事者
- ・農業生産法人



(改正後)

- ・農作業常時従事者(年間150日以上)
- 農作業常時従事者以外の個人
- ・農業生産法人
- ・農業生産法人以外の法人(NPO含む)
- ※ 下限面積30 a は今までどおりですが、 ほかにも要件がありますので下記ま でお問い合わせください。
- ・農地の相続税納税猶予制度が見直され、農地を他の人に貸した場合でも、適用を受けられるようになりました。 (1) 現在、納税猶予を受けている人も貸せますが、農地として耕作する期間が20年から終身に変わります。
  - (2) 市街化区域内農地は原則貸せません。

### ~その他の改正内容(抜粋)~

- 農地を相続等により取得した場合には、農業委員会にその旨の届け出をしなければなりません。
- 農地の賃貸借の存続期間について、50年まで可能となりました。
- 標準小作料制度は廃止され、代わりに農業委員会が地域における賃借料の情報提供を行います。
- 農業生産法人における関連事業者の議決権制限(出資規制)が緩和されました。
- 遊休農地対策が強化され、すべての遊休農地が農業委員会の指導対象となりました。

問合せ 農業委員会 (産業振興課内、内線267) 西三河農林水産事務所農政課 ☎27-2728

### 農地の改良には届け出が必要です!

農業の生産性を向上させることを目的として農地に山土などで埋立または盛土(田から畑への転換含む)をするときは、事前に農地改良届出書の提出が必要です。なお、農地改良の工事期間は、3カ月以内です。 土砂採取や埋立造成を目的とするものは、農地改良ではありません。(許可が必要です。)

問合せ 農業委員会(産業振興課内、内線267)

# 町政モニターの皆さんからいただいたご意見をご紹介します

町では、町民の皆さんの考えや意見などを、町政運営の参考としていくため、モニター制度を設置してい ます。

本年度も各区から推薦された23人の皆さんに町政モニターを委嘱しています。

町政モニターの皆さんからは町政全般のこと、町の行事、事業などについての意見を述べていただいてい

昨年12月に行われました町政モニター会議にて、いただきましたご意見について、主なものを要約してご 紹介いたします。

### 第3回会議平成21年12月2日(水)開催 意見1「台風18号について」

台風18号(10月8日)で多くの信号機が長 時間停電しました。幸い大きな事故が発生し なかったようですが、今後は早期の回復をお 願いします。

回答 最大瞬間風速53. 4 m/秒という想像を 絶するものであり、倒木などにより各地で電 線が寸断され3.100世帯が停電しました。幸 田町は翌日には、ほぼ全域が復旧しましたが、 更に早期の対応ができるように努力します。



### 意見2「凧揚げまつりについて」

凧揚げまつりは例年大変楽しみにしているイベントであり来年実施されることを嬉しく思いま

回答 町民の皆さんからの実施要望が多く、補正予算にて事業実施をすることにいたしました。凧揚 げまつりが皆さんに愛されていることを、あらためて感じました。

### 意見3「国道23号蒲郡バイパスについて」

新政権の民主党における来年度予算事業仕分けにて蒲郡にから先が事業凍結になったが幸田町 における影響はありますか。また事業復活の可能性はありますか。

回答 今回の事業仕分けにて国道23号バイパスの蒲郡ICから東三河までの9キロの用地買収が凍結さ れましたが、芦谷ICから蒲郡ICまでは継続される予定ですので東名音羽蒲郡IC、国道1号から幸 田町までの利便性はよくなると想定しています。蒲郡ICから東三河まで開通しなければ国道1号 のバイパス機能が果たせないので沿線市町が協調して政府に要望していますが、大変厳しい状況 であると認識しています。

### 意見4「コミュニティ活動について」

10月に地域安全マップの作成を大草区で子どもと大人にて実施しました。子どもが感じる危険 場所は大人が気づかないところが多く大変参考になりました。

安全マップ作成を町内全域で実施したらどうでしょうか。

**回答** 各区において年に1回危険場所などの確認をしていただいています。子どもの目線を生かすこ とは良いことと思いますので参考にさせていただきます。

### 意見5「健康増進について」

健康増進のために、友達と中央公園でウォーキングをしたり、大日蔭グラウンド・ゴルフ場で プレーをしたりしています。いつも友達から幸田町がうらやましいとほめられています。これか らも施設を大事に使いたいと思っています。

**回答** 既存の施設を有効に活用し健康増進につなげていただきうれしく思います。

町は、今後も町政モニターの皆さんが、地域の「オピニオン・リーダー」となっていただけることに期待 しております。

現在、平成22年度の町政モニターの推薦を各区からいただいています。

#### 問合せ 企画政策課情報 G (内線344)

# 幸田町ふるさと町民制度の見直しをしました

### 1 今までの幸田町ふるさと町民制度の概要

幸田町出身者で、町外においてその活躍や業績が卓越し、郷土の誇りとして町民の尊敬を受けるものに 対し、その労苦に報い敬意を表すことを目的としてきました。

### 2 見直しの要旨

- ・資格において、旧制度での居住区分(町外在住者のみ対象)を変更し、町内在住者にもその資格を広げ るものとし、広い分野における著名人を選考対象とできるようにしました。
- ・当該者には敬意を払うとともに、その知識や能力を発揮して町の発展に寄与してもらうこととしました。 一例として、活躍の機会として講演などの場を設けることができる参加型のものとしました。

### 3 旧制度該当者への対応について

改正(平成21年4月1日施行)前の幸田町ふるさと町民設置要綱による、ふるさと町民の7人に対しては、 原則その扱いを新制度に引き継ぐものとしました。

#### 4 ふるさと町民の資格について

ふるさと町民は、次の各号のいずれかに該当する者を資格者といたしました。

- (1) 国政または地方自治の進展に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 教育、体育、学術、技芸その他文化の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (3) 産業、経済の開発振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (4) 地域活動事業に貢献し、その功績が顕著なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が適当と認めるもの

### 新たにふるさと町民に4人を認定しました!

町では、平成21年11月4日付けにて、その活躍や功績が卓越した4人を、新たにふるさと町民に認定しま した。ふるさと町民の皆さんをご紹介します。(敬称略)(氏名右側の区名は、在住などゆかりのある場所と して表記しました。)

新規認定(4人)

松平 忠貞 (里区)

昭和3年生、深溝松平家第20代当主

**川口 文夫** (大草区)

昭和15年生、中部経済連合会会長



高橋 規矩 (大草区)

昭和7年生、広島大学名誉教授



ルス 直 ただし (大草区)

昭和2年生、東洋書芸院名誉会長





既認定(7人)

中根 寛 (幸田区)

大正14年生、画家·大学名誉教授

竹田 靖史 (大草区)

昭和16年生、大学名誉教授

山中 康裕 (野場区)

昭和16年生、大学名誉教授

**左右田健次** (野場区)

昭和8年生、大学名誉教授

鈴木 範久 (幸田区)

昭和10年生、大学名誉教授

杉浦 昌弘 (野場区)

昭和11年生、大学名誉教授

児玉 靖司 (荻区)

昭和37年生、大学名誉教授

## 幸田町ふるさと町民の杉浦昌弘さんが文化功労者に選ばれました

杉浦昌弘さん(名古屋大学名誉教授)は平成19年に内閣総理大臣より葉緑体の遺伝子に 関する研究にて第1回みどりの学術賞を受賞され、このたび植物分子生物学・植物ゲノム 科学にて平成21年度文化功労者に選ばれました。

主な功績は、タバコの葉緑体ゲノムの約16万対もの塩基配列を世界で初めて解読し、医 薬品開発や環境浄化に貢献する葉緑体工学を発展させたことです。



問合せ 企画政策課情報 G (内線344)